

氏名（本籍）	<small>むらかみ</small> 村上 <small>たいすけ</small> 泰介（京都府）
学位の種類	博士（学術）
学位記番号	甲第 118 号
学位授与年月日	平成 28 年 3 月 23 日
学位授与の要件	広島市立大学大学院学則第 36 条第 2 項及び学位規程第 3 条第 2 項の規定による
学位論文題目	グローバル時代の日本の外国語教育—CEFR（欧州言語共通参照枠）の導入が日本の教育現場に示唆するもの—
論文審査委員	主査 教授 岩井 千秋 委員 教授 青木 信之 委員 教授 ヴェール, ウルリケ 委員 教授 高垣 俊之（尾道市立大学） 委員 教授 野崎 亜紀子（京都薬科大学）

## 論文内容の要旨

### 1. 論文の概要と研究目的

本博士学位請求論文は、欧州評議会（Council of Europe、以下 COE）の言語政策部門によって作成され、2001 年に公開された *Common European Framework of Reference for Languages: Learning, Teaching, Assessment*（「欧州言語共通参照枠」、以下 CEFR）を日本の外国語教育の現場に導入することの問題点や課題を、文献資料及びアンケート調査等の結果に基づいて考察したものである。CEFR は世界の多くの国や地域で行われる外国語や第二言語（以下、これらを合わせて L2）の教育への応用が広がっており、多くの L2 教育や教育行政関係者が関心を寄せている。我が国でも、一般の L2 学習者を想定した CEFR-J（J は Japan の略）や教職課程での教員養成に向けた European Portfolio for Student Teachers of Languages (EPOSTL) が日本の土壤に合わせて開発され、さらに NHK のラジオ・テレビ語学講座でも CEFR の基準を用いて教材が作られるなどしている。また文部科学省初等中等教育局が 2013 年に「各中・高等学校の外国語教育における『CAN-DO リスト』の形での学習到達目標設定のための手引き」を公表し、全国の中・高等学校に通知するなどしたことから、CEFR の影響は拡大の一途を辿っている。筆者の村上氏（以下、筆者）自身は CEFR の基本的な姿勢である目標を明確にした L2 教育に期待は寄せつつも、CEFR のツールとしての利便性だけではなく、それが掲げる理念がもっと理解されるべきだと主張する。さらに、教育現場の抱える現実的な制約や言語環境の違いなどを念頭に、Can-Do リストの表層的な特徴のみに注目し、トップダウン的に行政主導型で L2 教育の現場にこれを浸透させようとする方法に問題があることを、複数の視点から論じている。

なお、筆者は CEFR をテーマとする修士論文を 2010 年に本学の国際学研究科に提出し、

修士号を取得している。本論文は筆者の博士前期課程での成果を踏まえ、博士後期課程でさらにこれを発展させて作成されたものである。修士論文と本論文の大きな違いは、修士論文よりもさらに多くの文献資料を渉猟し COE によって CEFR が導入された経緯を明らかにしたこと、筆者が修士論文を脱稿した時分からにわかに加速度を増してきた日本への CEFR 導入の経緯や状況を明らかにしたこと、CEFR や Can-Do リストの教育現場への導入及びこれの受容や評価の実態をドイツと日本で調査したこと、そしてこうして得られた文献資料や調査結果を精査し、CEFR を巡る問題や課題について考究したことである。

## 2. 各章の概要

本論文は序章と終章を含む 7 章で構成される。そのうち 1 章から 5 章までの各章のはじめには個別の課題（問い）が設定され、その課題に答える形式で論が展開される（個々の課題については以下で説明）。本研究の主目的は「CEFR に準拠する Can-Do リストを活用した英語教育の進め方が我が国の教育現場に本当に馴染むかどうか」を問うことであり、筆者が中心的課題と称するこの問題が第 5 章で論じられる。以下は各章の概要である。

まず序章では本研究に至った経緯、上述の各章に掲げる課題と各課題間の関係、そして論文全体の構成が説明される。

第 1 章に設定された課題は CEFR の導入経緯とその中身を検証し、CEFR や Can-Do リストがヨーロッパ及び日本の L2 教育分野でどのように受容・評価されているかを明らかにすることである。CEFR 導入の経緯については修士論文でも詳述されており、内容的に重複する部分があるものの、論拠となる資料が追加され、修士論文よりも厚みを増している。修士論文と大きく異なるのは、後半の受容・評価に関する部分である。CEFR の教育への豊富な応用研究とは裏腹に、その受容・評価に関する研究は多くはない。そうした中で、COE による調査（COE Survey, 2005）とオランダの中等学校を対象とした調査（Moonen & Corda, 2013）は筆者の問題意識に合致しており、この章で詳しく取り上げられている。また日本で行われた CEFR に関する研究論文を、英語教育、第二外国語教育、日本語教育の分野で比較分析した結果、これらの 3 つの分野で示された関心や評価が必ずしも一致していないことを突き止めた（この研究成果は学会誌『大学英語教育学会中国・四国支部紀要 11 号』でも発表）。

第 2 章の課題は近年の日本の外国語教育、とりわけ英語教育の変遷を明らかにすることで、海外から教員を招聘する the Japan Exchange and Teaching Program 事業（JET プログラム）が導入された 1987 年以降の約 30 年間の動向に特に焦点が置かれている。いわゆる教養か実用かを二項対立的に論じた平泉・渡部の英語教育大論争（1974 年）は古くて新しいテーマであるが、反英と親英の 40 年循環説を唱えた大谷（2007）や文科省による「『英語が使える日本人』の育成のための行動計画」（2003）、さらには大学を巻き込んだグローバル人材育成事業（例えばグローバル 30）などに言及し、単純な二項対立的な視点からの議論はすでに時代遅れになっているのではないかとの疑問を呈している。そのうえで、現在の外国語教育のキーワードが「コミュニケーション」と「グローバルイゼーション」にあるとし、早期英語教育や中等学校などの指導要領改訂に見られる最近の動向は経済界からの要請を強く反映したもので、Can-Do リストの活用に関心が寄せられるのもこうした動向を反映したものであるとしている。

こうしたヨーロッパや日本の近年の L2 教育の動向や CEFR 導入の経緯を踏まえた上で実施されたのが、続く第 3 章と第 4 章に述べられた中等学校を対象としたアンケート調査及び訪問調査である。このうち第 3 章はドイツの中等学校を対象とした調査の方法と結果についてである。この章の課題は、L2 教育の国際基準と称されるようになった CEFR の普及や使用状況の実態を明らかにすることである。ドイツ 16 州の中等学校 600 校にオンラインで行う調査の依頼文書が郵送され、58 校から回答が得られた。調査項目は多岐に亘るが、主な結果は次のように要約される。すなわち、CEFR そのものはある程度認知されているが（全体の約半数）、実際の L2 教育への応用となると全体の 20%にも満たないこと、さらに現場の指導用に開発された European Language Portfolio (ELP)の使用となると全体の 12%程度とほとんど使われていないことである。調査紙には自由回答の設問も設けられ、定性面からもこうした実態が裏付けられた。また回答結果の信憑性を確かめるため、回答のあった学校のうち訪問調査の賛同が得られた現地の 2 校に足を運びヒアリング調査も行われた。

第 4 章に述べられた日本の中等学校の調査では Can-Do リストの受容や評価の実態を明らかにすることが課題として設定された。調査の対象は人口密度を条件に、東京都、広島県、長崎県、それに北海道の中等学校とすることとし、885 校の英語科主任教諭に依頼書が郵送され、郵送法とオンラインの方法を併用して調査が行われた。107 校から得られた回答を分析したところ、次のような点が明らかにされた。Can-Do リストについてはすでに 9 割近くの学校で知られており、CEFR についても半数以上の学校で認知されている。一方で Can-Do リストの使用となるとまだ全体の 3 割未満で、自校用の Can-Do リストの開発を含め、導入を検討しているところが大半である。さらに Can-Do リストの評価となると、8 割近くの回答者が達成目標を設定した Can-Do リストの教育効果を認めつつも、自校の生徒に相応しい Can-Do リストの開発やシラバス作り、さらに授業への応用となると、多くの教員がためらいや不安、それに疑問を抱いていることが分かった。こうした結果を直接確認するため、国内の調査においても訪問調査の賛同が得られた 2 校（東京と北海道）に出向き、ヒアリング調査が行われた。

以上の第 1 章～第 4 章までの結果を踏まえ、第 5 章では上述の本研究の中心的課題について、現場の教員によって指摘された問題点と先行研究によって指摘された問題点に分けて考察が行われている。前者には、Can-Do リスト作成や応用に要する時間的制約、教員間のコンセンサスを得ることの難しさ、入試との兼ね合いの難しさ、L2 教育環境の違い（その典型は外国語として行われる英語教育の環境（English as a Foreign Language））、英語以外の外国語教育に対する低い関心、などが含まれる。後者には CEFR が想定するレベル分けの曖昧さ、CEFR が掲げる理念（複言語主義と社会構成員（social agent）としてのヨーロッパ市民）への理解の不足、日本型コミュニケーションと CEFR や Can-Do リストが目指す L2 教育の間の齟齬などが含まれる。考察はさらに文科省が近年進める英語教育行政にも及び、文科省主導で進められてきたこれまでの英語教育改革や現在進められている Can-Do リスト導入の方法に疑問を呈している。

最終章では CEFR や Can-Do リストについての論文全体の総括が行われ、今後の課題や本論文の主題である「グローバル化時代の外国語教育」に向けて、大局的な観点から筆者の考えが述べられ、論文が締めくくられている。

### 3. 論文の特徴と独創性

本論文は、我が国の外国語教育ににわかに影響力を強めつつある CEFR を、言語教育、欧州の歴史、我が国の外国語教育の近年の動向、グローバル化する経済などの観点から複眼的に検証したものである。論文の究極の目的は、CEFR 導入の経緯やその波及効果の現状を正確に把握した上で、CEFR に秘められた可能性と限界を探索しながら、よりよき社会の実現のために外国語教育はどうあるべきかを論究することである。既存の言語習得や言語教育の理論枠にとらわれない視座から、斬新な発想で CEFR を巡る問題を論じた点に特徴がある。

論文の独創的な点としては、少なくとも以下の3点があげられる。まずは CEFR に関する先行研究に異なる方向性があることをつきとめた洞察力である。具体的には上の「論文の概要」の第1章の箇所に述べたとおりである。

2つ目は、現状を踏まえ、今後課題となると思われる点を見出す先見性である。筆者が修士論文で CEFR の研究を手掛けた 2008~2010 年頃といえば、我が国の外国語教育研究者、とりわけ大学の英語教育関係者が CEFR の将来性に期待を寄せ、大学英語教育への応用を視野に、日本人英語学習者用の CEFR や Can-Do リストの開発を手がけた時期でもある。この影響がやがて我が国の中等教育に及ぶことを予見し、筆者は Can-Do リストの導入等に関する調査を逸早く中等学校の教員を対象に実施した。これは 2014 年であるが、文科省による Can-Do リストの手引きの作成及び通知が 2013 年度であることを考えると、筆者のこの対応は迅速で、かつ将来を予測する上で適時であったと言えよう。

3つ目は、CEFR を機軸にしながら、我が国のあるべき外国語教育を建設的に論じようとする創造力である。筆者の考えは、外国語教育は単に実用性を追及することが目的ではなく、アジアの人々、広くは世界の人々を結ぶためのものであり、誰がどの言語を学ぶかは、文科省の上意下達的な CEFR を周知させる方法ではなく、CEFR が理念とする行動する社会の構成員 (social agent) が、リベラルな社会にあって自由に選択し、学ぶべきものである、というものである。筆者がこの論文で最後に伝えたかったことは、CEFR を単なるツールとして用いるのではなく、ヨーロッパ評議会が言語教育に関わる CEFR を通じてヨーロッパに平和と繁栄をもたらそうとしたその方法と姿勢に我々はもっと学ぶべきであるというメッセージである。

## 論文審査の結果の要旨

本研究に対する試験 (試問) は平成 28 年 2 月 29 日に行われた。試験は公聴会と最終口述試験の二部で構成された。公聴会では、まず筆者によって準備された配布資料に基づいて、研究目的、論文の構成、各章の概要、研究結果と研究から得られた示唆などが説明された。続いて質疑応答が行われ、フロアも含め、数多くの質問やコメントが寄せられた。それらの主な点をあげると、データ収集と処理方法に関わるもの、筆者がこの論文で目指そうとした方向性、博士課程の研究を通じて筆者の研究姿勢や視点に生じた変化、さらには急速に台頭しつつあると感じられる欧米などのナショナルスティックな動向を、CEFR という観点から筆者はどのように感じているか、など多岐にわたった。どの質問に対しても

筆者は冷静沈着、かつ的確に返答し、公聴会は終始和やかな雰囲気であった。

続く最終口述試験は審査委員と筆者本人のみを交えて行われ、論文の細部に亘って質疑や論文へのコメントが行われた。特に時間をかけて筆者とのやり取りが行われたものには次が含まれる。ひとつは筆者が本文中で再三用いている「CEFRの定着」についての考え方である。本研究はアンケート調査の結果を元に、定着度合いを論じようとしているが、指導法や教材の変化、英語教育の指導体制のあり方や指導効果など、さらに踏み込んだ視点からの検証が必要なのではないかという指摘である。次は筆者が本文中で使用した用語の曖昧さを指摘するもので、例えば最後の章に用いられた「日本文化」「文明」「共同体」などが具体例としてあげられた。3つ目は論拠が不十分と思われる箇所についてのコメントで、例えばCan-Doリストは英語レベルの高い低いによって馴染みやすさの度合いが異なると筆者が論じている点が指摘された。

こうした問題の指摘はあったものの、本論文に対する審査員の評価は総じて高く、過去30年を見据えて将来を描こうとするバランスのよさ、体力と忍耐力を要するアンケート調査や訪問調査が精力的に行われたこと、先行研究や資料に論拠を求める姿勢が博士後期課程進学時とは格段に異なっていることなどが公聴会でコメントされた。さらに、社会の一線を退いた後に大学院に進学し、博士前期課程から一貫して、CEFRを鍵語にこれに関わる課題を追求し続けた姿勢は、若い大学院の学生は言うまでもなく、審査員にとってもよいお手本であるとの賞賛の声が複数の審査員から寄せられた。

以上の点から、本論文は博士学位請求論文に求められる水準を満たし、口述試験でも審査委員を十分納得させるだけのディフェンスをしたこと、さらに本論文が応用言語学の研究者や外国語教育関係者にとって学術的価値が高く、かつ教育的にも有益な示唆を与える研究論文であることから、審査委員会は全員一致で博士号（学術）を授与することが妥当であると判断した。